

世田谷区における外出介助等に関する事例集

平成23年5月

世田谷区地域福祉部介護保険課

はじめに

世田谷区では、平成20年10月に「同居家族のいる利用者の生活援助事例集」を、平成22年3月には「ケアマネジメント困難事例集」を作成してきました。

これらの事例集を作成したのは、当時ケアマネジャーのみなさんから判断が難しいとか、利用者への支援に困難を感じるという声があり、利用者の方によりよい支援をするためには、適切なケアマネジメントが欠かせないという認識のもと、ケアマネジャーのみなさんの参考にしていただき、適切なケアマネジメント実践の一助になればとの思いからでした。

最近でも、主に訪問介護サービスの分野で、「散歩の同行」や「院内介助」について、介護報酬の算定をしないという取扱いが一部の保険者で行われているという指摘を受け、適切なケアマネジメントに基づくものでものであれば、介護保険給付の対象である旨の通知が国から改めて出されており、適切なケアマネジメントの重要性はいささかも変わりありません。

これらの「散歩の同行」や「院内介助」のケースについて世田谷区では、ケアマネジャーが専門性を発揮し、適切なアセスメントを踏まえて、必要性を判断したのであれば、介護保険給付の対象となると取り扱っています。しかしながら、現場では、なかなかこの取扱いが理解されていないという話を耳にします。

この度は、こうした状況も踏まえ、ケアプラン作成の実務の参考となる事例集を作成することといたしました。

事例集の作成にあたっては、訪問介護サービスを使った「散歩の同行」、「院内介助」に加え、「通所系サービスの送迎」、「買い物の同行」等、居宅外で訪問介護サービスの提供を受けるものを中心に掲載しました。このうち、「散歩の同行」は、通常は「自立生活支援のための見守りの援助」に該当すると考えられることから、本事例集は、「外出介助等」という名称を用いています。

なお、本事例集では、要介護の方の事例ばかりでなく、一部要支援の方の事例も掲載しています。また、ケアプランの第2表も示すこととしました。事例の掲載にあたっては、状況やケアプランの一部については編集の都合で変更していますが、適切なケアプラン作成に役立てていただき、自信をもってサービス提供にあたり、利用者の在宅での生活を支えていただければと思います。

最後に本事例集の作成にあたって、区内の居宅介護支援事業所、あんしんすこやかセンター、保健福祉課において第一線で活躍されている方に「外出介助事例集作成検討会」にご参加いただきました。また、世田谷ケアマネジャー連絡会の役員の方にもご助言をいただきました。大変お忙しい中、ご協力を賜り、また、貴重なご意見を頂き、心より感謝申し上げます。

平成23年5月

世田谷区 地域福祉部 介護保険課

目 次

| | |
|---|----|
| 【知識編】 | 1 |
| 1 居宅以外でのサービス提供について | 3 |
| 2 通所系介護サービスの提供前後の受診等について | 6 |
| 【事例編】 | 9 |
| 〈事例の見方〉 | 11 |
| 〈索引〉 | 12 |
| 事例1 散歩の同行の事例1 | 14 |
| 事例2 散歩の同行の事例2 | 16 |
| 事例3 散歩の同行の事例3 | 18 |
| 事例4 散歩と買い物の同行を一度に行う事例1 | 20 |
| 事例5 散歩と買い物の同行を一度に行う事例2 | 22 |
| 事例6 院内介助の事例 | 24 |
| 事例7 院内介助と併せて通院（複数）を一度に行う事例 | 26 |
| 事例8 院内介助と併せて通院（複数）と調剤薬局への同行を一度に行う事例 | 28 |
| 事例9 院内介助と併せて通院（複数）、調剤薬局及び買い物の同行を一度に行う事例 | 30 |
| 事例10 院内介助と併せて通院、散歩及び買い物の同行を一度に行う事例 | 32 |
| 事例11 院内介助と併せて通院、調剤薬局及び買い物の同行を一度に行う事例1 | 34 |
| 事例12 院内介助と併せて通院、調剤薬局及び買い物の同行を一度に行う事例2 | 36 |
| 事例13 デイの送迎の際に介助を行う事例1 | 38 |
| 事例14 デイの送迎の際に介助を行う事例2 | 40 |
| 事例15 デイの送迎とその帰りに買い物の同行を行う事例 | 42 |
| 事例16 デイの送迎の際に2人で介助を行う事例1 | 44 |
| 事例17 デイの送迎の際に2人で介助を行う事例2 | 46 |
| 事例18 買い物の同行の事例 | 48 |
| 事例19 通院と買い物の同行を一度に行う事例 | 50 |
| 事例20 通院（複数）、調剤薬局及び買い物の同行を一度に行う事例 | 52 |

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 事例 21 | 銭湯への送迎とその帰りに買い物の同行を行う事例 | 54 |
| 事例 22 | 美容院への送迎とその帰りに買い物の同行を行う事例 | 56 |
| 事例 23 | 理髪店への送迎の際に介助を行う事例 | 58 |
| 事例 24 | 見舞いのために入院先への送迎の際に介助を行う事例 | 60 |
| 事例 25 | 面会のために施設への送迎の際に介助を行う事例 | 62 |
| 事例 26 | 要支援者の通院介助の事例 | 64 |
| 【資料編】 | | 67 |
| 1 | 外出介助等のサービスに係る法令及びQ&A | 69 |
| (1) | 介護保険法・解釈通知 | 69 |
| (2) | Q&A | 82 |
| (3) | 適切な訪問介護サービス等の提供について | 86 |
| (4) | 訪問介護における院内介助の取扱いについて | 87 |
| (5) | 介護保険の訪問介護サービスを使った散歩の同行について | 91 |
| (6) | 介護保険の訪問介護サービスを使った院内介助について | 92 |
| (7) | 介護保険の訪問介護サービスを使った通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション） の送迎について | 93 |
| 2 | 世田谷区ケアマネジャー研修資料【ケアマネジメントの基礎知識】 | 94 |
| 検討体制 | | 106 |

【知識編】

1 居宅以外でのサービス提供について

居宅サービスの一つである訪問介護は、介護保険法第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは、介護報酬を算定することはできません。しかし、例えば、通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、(場合により)院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われますが、これは居宅において行われる目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るため例外的に認められます。したがって、居宅以外で行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもって訪問介護として算定することはできません。

居宅外での訪問介護による身体介護のサービスとしては、散歩の同行、買い物の同行、理美容や投票への同行及び利用予定の施設見学への同行などがあります。また、特別な場合として、通所系サービス事業所への送迎及び親族の入院・入所している病院などへのお見舞いや面会などの際の同行があります。

<散歩の同行>

訪問介護サービスにおける散歩の同行については、「自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」に該当するもので、目的地に行くための外出介助とは異なります。

世田谷区では、散歩の同行は、介護保険本来の目的である利用者のADL向上や自立支援を効果的に実現し、寝たきりになること等を防止するものであるととらえ、訪問介護員等による散歩の同行が必要であれば認めています。

<通院介助>

通院介助とは、例えば、声かけ・説明→目的地(病院等)に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続きのような一連のサービス行為です。

世田谷区では、病院から病院(調剤薬局を含む。)への移動のみの行為では、

その介助時間は訪問介護のサービス提供時間とみなし得ませんが、居宅からの発着を含む複数箇所の外出介助が日常生活上必要であり、一度に済ませることが効率的（身体的な負担の軽減を含む。）な場合は、複数箇所の立ち寄りを一連のサービス行為ととらえ認めています。

通院時などに買い物の同行を行うことも、一度に済ませることが効率的（身体的な負担の軽減を含む。）な場合ならば、同様に訪問介護として認めています。

＜院内介助＞

院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、世田谷区では、院内介助について、院内のスタッフによる利用者の介助ができない場合で、訪問介護員等による移動や排泄介助及び常時介助できる状態で行う見守りなどの介護が必要であれば、訪問介護費の算定対象になり得ると判断しています。

なお、診療及び検査時間は、医療スタッフによって介護等が行われるべきであるため、訪問介護のサービス提供時間より除かれます。

＜通所系サービスの送迎＞

通所系介護サービス事業所への送迎については、現在、送迎に要する費用が通所介護費に包括化され、通所介護費において評価するため、訪問介護員等による送迎を、別途、訪問介護費として算定することはできないとされています。

ただし、世田谷区では、利用者の心身の状況が認知症等によるB P S Dが顕著で移動中に常に見守り等の介護が必要又は地理的状況により介助が必要とされるなど、サービス提供事業者による利用者への対応が困難な場合に限り、訪問介護員等による通所系サービス事業所への送迎又は送迎車までの送り・出迎えを認めています。

＜家族の見舞い、面会等の外出介助＞

病院・入所施設などへの見舞いや面会については、日常生活上必要性が認められる頻繁でない見舞い、面会であれば、外出介助としての身体介護として算定されます。ただし、この場合、病室までの往復に係る外出介助行為に限定さ

れます。

世田谷区では、日常生活上必要なお見舞い又は面会は、原則親族（両親、配偶者、兄弟・姉妹、子供、孫）が入院・入所（介護保険施設）している場合に限り認めています。また、頻度としては、概ね週に2回以上ではないこととしています。目的地の範囲は、片道2時間程度までとしています。なお、待ち時間については、訪問介護費の算定はできません。

＜銭湯への同行及び入浴介助＞

居宅に浴室がない場合は、日常的に必要な入浴であれば訪問入浴やデイサービス等の利用が前提ですが、これらのサービスの利用が困難な場合に例外的に銭湯での訪問介護の利用は認められています。

世田谷区では、原則、入浴は日常生活上必要な行為であると位置づけています。入浴の実施にあたっては、最初に訪問入浴介護、通所系介護事業所での入浴を検討します。しかし、これらのサービス利用が困難な場合は、銭湯事業者や他の銭湯利用者の了解、事故が起こった場合の責任、訪問介護員等の理解を含め訪問介護事業者等と調整をした上で、訪問介護員等による銭湯までの往復及び銭湯内での入浴等の介護を訪問介護費として算定することが可能であるとしています。

＜理美容院への同行＞

単に散髪のための外出介助については、生活支援事業等の利用が一般的ですが、地域の状況や、他のサービス、ボランティア事業等の利用が困難な場合は、例外的に認められています。

世田谷区では、原則、理美容についても日常生活上必要な行為であると位置づけています。理美容の実施にあたっては、最初に訪問理美容サービス（要介護3以上）やふれあいサービスの理美容サービスを検討します。これらのサービスの利用が困難な場合は、理美容事業者の了解、事故が起こった場合の責任、訪問介護事業者等との調整をした上で、訪問介護員等による理美容院までの往復の介護を訪問介護費として算定が可能であるとしています。

なお、理美容院内での時間は、待ち時間を含め訪問介護の時間として算定できませんので、予約してから理美容を受けることが望ましいと思われます。

居宅外での訪問介護については、以上のことを踏まえて、ケアマネジャーが専門性を発揮し、適切にアセスメントを行い、訪問介護員等による居宅外でのサービス提供が必要であると判断したのであればサービスを提供することは可能です。

実施にあたっては、サービス担当者会議を開催した上で、居宅サービス計画に必要性や実施方法等について具体的に記録し、訪問介護サービス提供事業者においても、対象被保険者の状況や実施方法等を訪問介護計画に記録することが必要になります。

2 通所系介護サービスの提供前後の受診等について

この事例集では、通所系介護サービスの送迎にあたり訪問介護サービスを利用するとともに、帰路に買い物同行介助を利用している事例を掲載しています。買い物と同様に帰路に受診することも可能です。その場合の取扱いは、先に記したようにサービス担当者会議を開催した上で、居宅サービス計画に必要性や実施方法等について具体的に記録し、訪問介護サービス提供事業者においても、対象被保険者の状況や実施方法等を訪問介護計画に記録することが必要になります。なお、通所系介護サービスの開始前又は終了後に併設医療機関を受診する場合の取扱いは、若干異なります。この場合については、Q&Aがあり、「通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は、緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切ではなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべき」とされています。

世田谷区では、サービス担当者会議において、利用者の肉体的負担、精神的負担などの心身の状況や置かれている環境等を考慮し検討した結果、サービス提供の前後に受診した方が良いとの判断が得られれば、同日の受診は可能としています。この場合には、居宅サービス計画及び通所サービス計画にも理由や受診方法を記載してください。また、この時間帯は、介護保険サービス提供時間ではありませんので、通所サービス提供時間からは除かれます。

また、通所系サービス事業所で理美容サービスを受けることについては、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所介護計画について、利用者に対する説明と了解を得ていれば、必ずしも通所サービスの開始前又は終了後に限る必要はありません。ただし、その際には、通所サービスの利用料とは別に費用請求が行われていることが必要となりますし、理美容サービスを受けた時間は、介護保険サービス提供時間ではありませんので、通所サービス提供時間から除かれます。

